

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	令和3年12月28日
【発行者の名称】	アザース株式会社 (az-earth Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 中川 周平
【本店の所在の場所】	愛媛県松山市松前町二丁目6番地11
【電話番号】	089-989-3916
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 稲葉 修一
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 卓
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	アザース株式会社 http://www.az-earth.com/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期中	第14期中	第15期中	第13期	第14期
会計期間	自 平成31年 4月 1 日 至 令和元年 9月 30 日	自 令和 2 年 4月 1 日 至 令和 2 年 9月 30 日	自 令和 3 年 4月 1 日 至 令和 3 年 9月 30 日	自 平成31年 4月 1 日 至 令和 2 年 3月 31 日	自 令和 2 年 4月 1 日 至 令和 3 年 3月 31 日
売上高 (千円)	99,694	78,819	67,921	194,498	156,015
経常利益 (千円)	3,301	5,057	1,923	4,791	5,007
中間(当期)純利益 (千円)	2,394	3,714	1,442	3,556	4,254
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	14,959	14,959	14,959	14,959	14,959
発行済株式総数 (株)	257,000	257,000	257,000	257,000	257,000
純資産額 (千円)	55,926	60,802	62,784	57,088	61,342
総資産額 (千円)	137,672	204,345	184,258	137,097	192,849
1株当たり純資産額 (円)	217.62	236.59	244.30	222.13	238.69
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	9.32	14.45	5.61	13.84	16.55
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	40.6	29.8	34.1	41.6	31.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	5,953	7,617	854	10,728	7,883
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△1,299	△863	△739	△743	△5,325
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△4,116	63,025	△9,826	△8,232	53,191
現金及び現金同等物の中 間期末(期末)残高 (千円)	51,403	122,398	98,657	52,619	108,368
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	8 [46]	7 [37]	11 [28]	7 [46]	8 [38]

- (注) 1. 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第15期中間会計期間の期

首から適用しており、第15期中間会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和3年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
11 [28]	33.4	3.8	2,304

セグメント名称	従業員数(名)
直営店事業	9 [28]
FC事業	0 [0]
全社(共通)	2 [0]
合計	11 [28]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. FC事業は、直営店事業の従業員が兼務しております。
3. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【事業等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の変異株による感染が拡大し、断続的に全国各地で緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出された結果、社会経済活動が長期的に制限されたことで個人消費が低迷し、厳しい状況となりました。国内では本感染症のワクチン接種が進展していることや、新規感染者の減少に伴い、9月末で緊急事態宣言の期間が終了するなど、経済活動再開が期待されるものの、最終的な感染収束の見通しは立たず、依然として先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

外食産業におきましては、経済活動の再開が段階的に進められているものの不確実性は大きく、先行きは不透明な状態となっております。

このような経営環境下で当社では、従業員の出勤前検温の実施、手洗い・手指消毒の励行、マスクを着用するなど、従業員の健康維持につとめるとともに、既存メニューの品質改善に継続して取り組み「家で作る油そば」の持ち帰りメニューの販売を始め、生産性の維持・向上をはかりました。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は67,921千円（前年同期比13.8%減少）、営業損失は13,581千円（前年同期は営業利益2,262千円）、経常利益は1,923千円（前年同期比62.0%減少）、中間純利益は1,442千円（前年同期比61.2%減少）となりました。

セグメントごとの業績を示すと、次のとおりであります。

(直営店事業)

当中間会計期間において、既存店での品質及びサービス向上に努めました。6、7月は徐々に客数も回復傾向にありましたが、8月に入り新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴う営業自粛要請が相次ぎ、多大な影響を受けました。この結果、売上高は前年同中間期と比較して9,832千円減少し45,148千円、営業利益は前年同中間期と比較して11,220千円減少し、1,654千円となりました。

(F C事業)

当中間会計期間において、国内F C店も直営店と同様8月に入り新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたが、現在は堅調に推移しております。海外F Cは、各都市により新型コロナウイルス感染症の被害を大きく受けました。この結果、売上高は前年同中間期と比較して1,066千円減少し、22,772千円、営業利益は前年同中間期と比較して2,098千円減少して、7,856千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して9,710千円減少し、98,657千円となりました。

当中間会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は854千円（前年同中間期は7,617千円の獲得）となりました。これは主に給付金の受取額10,643千円に対し非資金損益項目等の調整を加減した営業取引による支出8,855千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は739千円（前年同中間期は863千円の使用）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出260千円や保険積立金の積立てによる支出655千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は9,826千円（前年同中間期は63,025千円の獲得）となりました。これは長期借入金の返済による支出9,826千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当中間会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
直営店事業	11,624	△16.1
F C 事業	13,595	9.8
合計	25,219	△3.9

(注) 金額は、仕入価格によっております。

(3) 受注実績

該当事項はありません。

(4) 販売実績

当中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
直営店事業	45,148	△17.9
F C 事業部	22,772	△4.5
合計	67,921	△13.8

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において、当社の経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、以下の設備を取得しております。

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）			従業員数 (名)
			機械及び装置	工具、器具 及び備品	合計	
一番町 周平 (愛媛県松山市)	直営店	店舗 設備	272	260	532	3

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (令和3年9月30日)	公表日現在発行数(株) (令和3年12月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,000,000	743,000	257,000	257,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	1,000,000	743,000	257,000	257,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
令和3年9月30日	—	257,000	—	14,959	—	4,959

(6) 【大株主の状況】

令和3年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
中川 周平	愛媛県松山市	149,900	58.33
投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド2013	京都府京都市中京区烏丸通錦小路 上る手洗水町659 烏丸中央ビル	57,000	22.18
稲葉 修一	愛媛県松山市	50,000	19.45
株式会社 Shift	愛媛県松山市山越1丁目1-45 NSビル	100	0.04
計	—	257,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和3年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 257,000	2,570	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	257,000	—	—
総株主の議決権	—	2,570	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	令和3年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注）1. 最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものであります。

2. 令和3年4月から令和3年9月については、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の提出後、当中間会計期間に係る発行者情報の提出日までの役員の異動は、ありません。

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当社の当中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人ハイビスカスの監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	108,368	98,657
売掛金	4,676	3,655
商品	201	135
原材料及び貯蔵品	1,623	1,070
前渡金	30	30
前払費用	347	1,006
その他	1,037	4,508
貸倒引当金	△269	△110
流動資産合計	116,015	108,953
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 33,063	※2 31,819
構築物（純額）	3,821	3,511
機械及び装置（純額）	413	498
車両運搬具（純額）	4,951	3,818
工具、器具及び備品（純額）	998	992
土地	※2 22,428	※2 22,428
有形固定資産合計	※1 65,675	※1 63,068
無形固定資産		
ソフトウェア	87	52
無形固定資産合計	87	52
投資その他の資産		
長期前払費用	73	589
繰延税金資産	882	1,004
保険積立金	8,430	9,086
その他	1,682	1,504
投資その他の資産合計	11,070	12,184
固定資産合計	76,833	75,304
資産合計	192,849	184,258

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,664	4,819
1年内返済予定の長期借入金	※2 17,992	※2 16,332
未払金	1,841	2,765
未払費用	4,407	4,096
未払法人税等	920	602
加盟店売上預り金	5,998	5,441
前受収益	343	343
その他	1,497	791
流動負債合計	37,665	35,192
固定負債		
長期借入金	※2 87,747	※2 79,581
退職給付引当金	2,158	2,764
加盟店預り保証金	3,000	3,000
その他	936	936
固定負債合計	93,841	86,281
負債合計	131,507	121,473

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,959	14,959
資本剰余金		
資本準備金	4,959	4,959
資本剰余金合計	4,959	4,959
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	41,424	42,866
利益剰余金合計	41,424	42,866
株主資本合計	61,342	62,784
純資産合計	61,342	62,784
負債純資産合計	192,849	184,258

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
売上高	78,819	67,921
売上原価		
商品・原材料期首たな卸高	838	1,005
当期商品・原材料仕入高	26,239	25,219
合計	27,077	26,225
商品・原材料期末たな卸高	750	702
売上原価合計	26,326	25,522
売上総利益	52,493	42,398
販売費及び一般管理費	※1 50,230	※1 55,980
営業利益又は営業損失(△)	2,262	△13,581
営業外収益		
受取利息	0	5
給付金収入	2,000	14,768
賃貸収入	1,872	1,872
その他	277	109
営業外収益合計	4,149	16,756
営業外費用		
支払利息	91	16
為替差損	9	42
賃貸費用	1,246	1,187
その他	7	5
営業外費用合計	1,355	1,251
経常利益	5,057	1,923
税引前中間純利益	5,057	1,923
法人税、住民税及び事業税	1,491	602
法人税等調整額	△148	△121
法人税等合計	1,342	480
中間純利益	3,714	1,442

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計
		資本 準備金	資本 剰余金合 計	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	14,959	4,959	4,959	37,170	37,170	57,088	57,088
当中間期変動額							
中間純利益				3,714	3,714	3,714	3,714
株主資本以外 の項目の当中 間 期 変 動 額 (純額)							
当中間期変動額 合計	—	—	—	3,714	3,714	3,714	3,714
当中間期末残高	14,959	4,959	4,959	40,884	40,884	60,802	60,802

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計
		資本 準備金	資本 剰余金合 計	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	14,959	4,959	4,959	41,424	41,424	61,342	61,342
当中間期変動額							
中間純利益				1,442	1,442	1,442	1,442
株主資本以外 の項目の当中 間 期 変 動 額 (純額)							
当中間期変動額 合計	—	—	—	1,442	1,442	1,442	1,442
当中間期末残高	14,959	4,959	4,959	42,866	42,866	62,784	62,784

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	5,057	1,923
減価償却費	2,313	3,175
受取利息及び受取配当金	△0	△5
給付金収入	△2,000	△14,768
支払利息	91	16
貸倒引当金の増減額(△は減少)	—	△159
退職給付引当金の増減額(△は減少)	169	605
売上債権の増減額(△は増加)	483	1,021
たな卸資産の増減額(△は増加)	989	346
仕入債務の増減額(△は減少)	1,167	154
加盟店売上預り金の増減額(△は減少)	△274	△556
加盟店預り保証金の増減額(△は減少)	1,000	—
その他	△2,659	△609
小計	6,336	△8,855
利息及び配当金の受取額	0	5
利息の支払額	△177	△17
法人税等の支払額	△541	△920
給付金の受取額	2,000	10,643
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,617	854
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△228	△260
保険積立金の積立てによる支出	△634	△655
貸付金の回収による収入	—	175
投資活動によるキャッシュ・フロー	△863	△739
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	70,000	—
長期借入金の返済による支出	△6,975	△9,826
財務活動によるキャッシュ・フロー	63,025	△9,826
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	69,779	△9,710
現金及び現金同等物の期首残高	52,619	108,368
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 122,398	※1 98,657

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品、原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切上げ方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物	18～41年
構築物	10年
機械及び装置	2～8年
車両運搬具	4～6年
工具、器具及び備品	3～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）にわたり償却しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員に対する退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき、当中間会計期間末において発生していると見込まれる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 直営店事業

直営店事業においては、主にラーメン・つけ麺等の販売を行っております。このような商品の販売については顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

② F C 事業

F C 事業においては、国内・海外のフランチャイズ加盟店に対してのれん・レシピ・運営ノウハウ提供及び

原材料・備品の提供・販売を行っております。フランチャイズ加盟店への原材料等提供・販売に係る収益については、原材料等を引き渡した時点で認識しております。また、フランチャイズ契約時に受け取る加盟金については、契約期間にわたり履行義務が識別されることから、契約期間内の経過期間に応じて収益を認識しております。

6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、収益認識会計基準等の適用による、当中間会計期間の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(令和2年3月6日内閣府令第9号)附則第3条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、会計上の見積りが困難となるなか、当社が現時点で把握できる最善の方法により行っておりますが、その収束時期の変動によっては、今後の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	35,892千円	38,810千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
建物	17,014 千円	16,379千円
土地	22,428 千円	22,428千円
計	39,442 千円	38,807千円

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
1年内返済予定の長期借入金	3,096 千円	3,096千円
長期借入金	28,960 千円	27,412千円
計	32,056 千円	30,508千円

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
有形固定資産	2,278千円	3,140千円
無形固定資産	35千円	35千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間増 加株式数(株)	当中間会計期間減 少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	257,000	—	—	257,000
合計	257,000	—	—	257,000

当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間増 加株式数(株)	当中間会計期間減 少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	257,000	—	—	257,000
合計	257,000	—	—	257,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
現金及び預金	122,398千円	98,657千円
現金及び現金同等物	122,398千円	98,657千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（2.（2）（注2）を参照ください。）。

前事業年度（令和3年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
該当事項はありません。	—	—	—
資産計	—	—	—
長期借入金（1年内返済予定を含む）	105,739	104,813	△925
負債計	105,739	104,813	△925

当中間会計期間（令和3年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
該当事項はありません。	—	—	—
資産計	—	—	—
長期借入金（1年内返済予定を含む）	95,913	95,082	△830
負債計	95,913	95,082	△830

(※1) 以下の注記は省略しております。

・現金並びに短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等及び加盟店売上預り金

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（令和3年9月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（令和3年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当事項はありません。	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	95,082	—	95,082
負債計	—	95,082	—	95,082

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）

（単位：千円）

区分	前事業年度 令和3年3月31日	当中間会計期間 令和3年9月30日
敷金	1,373	1,373
保険積立金	8,430	9,086

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

（資産除去債務関係）

当社はオフィス、飲食店の直営店事業における店舗の不動産賃借契約に基づき、オフィス等の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

（賃貸等不動産関係）

賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額及び中間決算日における時価に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント		
	直営店事業	F C 事業	計
一時点で移転される財及びサービス	45,148	18,712	63,860
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	—	4,060	4,060
顧客との契約から生じる収益	45,148	22,772	67,921
外部顧客への売上高	45,148	22,772	67,921

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高

(単位：千円)

	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	4,676
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,655

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、事業ごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社は「直営店事業」及び「F C 事業」の2つを報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要業務
直営店事業	ラーメン・つけ麺を中心とした飲食店の運営、製麺の販売、イベントへの参加
F C 事業	国内外のF C 店へのロイヤリティ・原材料、及び備品の販売

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間財務諸表 計上額 (注) 2
	直営店事業	F C 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	54,980	23,839	78,819	—	78,819
計	54,980	23,839	78,819	—	78,819
セグメント利益	12,874	9,954	22,829	△20,566	2,262
セグメント資産	24,776	13,605	38,382	165,963	204,345
セグメント負債	2,660	12,224	14,884	128,658	143,542
その他項目					
減価償却費	1,051	—	1,051	1,261	2,313
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	228	—	228	—	228

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△20,566千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額165,963千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金、賃貸不動産であります。なお、前事業年度における八平玉川店の事業譲渡に伴い、当中間会計期間において直営店舗事業の資産を賃貸資産として調整額に振替えております。

(3) セグメント負債の調整額128,658千円は、主に報告セグメントに帰属しない本社の長期借入金であります。

2. セグメント利益は、中間財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間財務諸表 計上額 (注) 2
	直営店事業	F C 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	45,148	22,772	67,921	—	67,921
計	45,148	22,772	67,921	—	67,921
セグメント利益又は損失(△)	1,654	7,856	9,511	△23,093	△13,581
セグメント資産	25,444	14,261	39,705	144,553	184,258
セグメント負債	1,844	11,526	13,370	108,103	121,473
その他項目					
減価償却費	1,080	—	1,080	2,095	3,175
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	532	—	532	—	532

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額△23,093千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額144,553千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金、賃貸不動産であります。

(3) セグメント負債の調整額108,103千円は、主に報告セグメントに帰属しない本社の長期借入金であります。

2. セグメント利益又は損失は、中間財務諸表の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は、以下とおりであります。

	前事業年度 (令和 3 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (令和 3 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	238円69銭	244円30銭

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下とおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純利益	14円45銭	5円61銭
(算定上の基礎)		
中間純利益 (千円)	3, 714	1, 442
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	3, 714	1, 442
普通株式の期中平均株式数(株)	257, 000	257, 000

(注) 当中間会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月27日

アザース株式会社
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス
札幌事務所

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

堀 俊 介 

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

御 器 理 人 

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアザース株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アザース株式会社の令和3年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上